

今後の感染拡大防止対策等について

1 目的

- 昨日の政府対策本部会議において、北海道に適用されている「まん延防止等重点措置」について、7月11日をもって適用を終了することが決定された。
- この政府対策本部会議の決定を受け、本日の北海道対策本部会議において、道民・市民や事業者への要請等を含めた北海道の取組について決定された。
- 札幌市においては、感染状況は着実に改善しているものの、新規感染者数が増加に転じつつあるほか、市内でデルタ株の疑い事例が複数発生し、今後置き換わりが進むことが想定されるとともに、首都圏における感染の再拡大など、警戒が必要な状況が続いていることから、夏休みシーズンの到来による人の移動の活発化等を見据え、できる限り感染者数を減少させるために、北海道の取組に加え、以下の感染拡大防止対策等を実施する。

2 今後の感染拡大防止対策等

※下線部は、7月12日（月）以降に、新たな、または変更となる主な取組

（1）情報提供・共有

○市民、来道者、事業者その他の団体に向けた取組

<市民への取組>

- ・感染防止の啓発について、市公式ホームページ、Twitter、広報さっぽろ、地下鉄車内へのポスター掲出等を実施
- ・感染防止対策の実践に関し、市長のメッセージ動画を作成し、LINE、Twitterによる配信及び市内大型ビジョンでの放映による市民への注意喚起を実施
- ・大通公園及び創成川公園において、夜間飲酒をするグループ等に対し、徒歩による巡回及び声掛けによる注意喚起を引き続き実施
- ・来庁せずに行える手続き等について、市公式ホームページなどによる情報発信を実施
- ・繁華街、商店街、地下鉄駅等の人の集まりやすい場所・時間帯に宣伝車巡回等の方法により、感染リスクを回避できない場合における不要不急の外出自粛等の呼びかけを実施

<来道者への取組>

- ・ 来道を予定している方に対して、基本的な感染防止対策と体調管理の徹底、必要に応じたPCR検査等の受検の呼びかけを実施
- ・ 国において、実施を予定している、羽田空港、伊丹空港等から北海道に向かう利用者のうち、希望する方に対する無料のPCR検査、抗原検査について、その内容の周知及び活用の呼びかけを実施

<事業者その他の団体への取組>

- ・ 医療機関に対し、現状における課題と対策について情報提供するとともに、感染拡大防止の徹底などの注意喚起を実施
- ・ 療養病床を有する医療機関に対し、クラスターの多発を踏まえて感染防止対策の徹底などの注意喚起を実施
- ・ テレワーク等の職場への出勤を抑制する取組とともに、出勤する場合でも時差出勤等の人との接触を低減する取組の推進について、経済団体、業界団体等を通じて、市内事業者に引き続き協力の働きかけを実施
- ・ すすきの観光協会と連携し、定期的な抗原定量検査の受検勧奨や感染防止対策の優良事例などを掲載した「ススキノかわら版」を月1回程度発行
- ・ NPO法人に対し、市公式ホームページ、メルマガ等により、テレワークの推進等に係る国通知及びコロナ関連補助金等の情報発信を実施
- ・ 事業者、団体等（スポーツ競技団体、保育施設とその職員、介護サービス事業所や障がい福祉施設など）に対し、感染防止対策の徹底などの注意喚起を実施。また、職場での感染者の発生に備えた平時からの準備について周知

(2) まん延防止

①市の事業関係

○感染防止等を図るための取組

- ・ 市有施設は、感染防止対策を徹底したうえで、順次開館（カラオケ設備の利用は、引き続き自粛するほか、施設により一部利用条件あり）
- ・ 地下鉄さっぽろ駅・大通駅に検温装置を設置
- ・ ※地下鉄・路面電車については、通常ダイヤで運行（7月12日～）
- ・ 国土交通省（札幌河川事務所）と連携し、豊平川河川敷におけるバーベキューの利用を中止するとともに、巡回により、利用者に対し自粛の呼びかけを実施

②イベント関係

○北海道の要請に連動して、イベント主催者等へ働きかけを実施

（参考）北海道のイベント開催に係る要請

- ・ 開催要件（上限人数、収容率、営業時間及び酒類提供について要件あり）の遵守

③飲食店関係

○営業時間短縮等の要請に伴う北海道からの支援金の支給事務（申請受付準備、市公式ホームページによる情報提供及びコールセンターの設置等）の実施

（参考）北海道の市内飲食店等への要請

- ・ 営業時間（5時～21時）
- ・ 酒類提供（11時～20時）
- ・ アクリル板等の設置、施設の換気等の感染防止対策の徹底及び「業種別ガイドライン」の遵守
- ・ 飲食を業としている店舗において、カラオケ設備の利用自粛

○すすきの地区における定期的な店舗単位での抗原定量検査の受検勧奨及び受検店舗の市民への情報提供

○すすきの地区における定期的な店舗単位抗原定量検査で感染者が発生した接待を伴う飲食店等に対し、消毒費用等の支援を継続

○市内飲食店等への個別訪問による感染防止対策に係る啓発活動の実施

④事業者関係

- 営業時間短縮、外出や市外との往来自粛の要請等による影響を受けた市内事業者に対する経営相談等の支援を継続
- 市内の主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などの 21 時以降の夜間消灯について、引き続き協力依頼
- 宿泊事業者に対する感染防止対策に係る設備整備・改修経費の補助を実施
- 乗合バス事業者及びタクシー事業者に対して、感染防止対策に係る支援金を支給

⑤学校関係等

- 市内の大学・短期大学に対し、感染防止対策の徹底、オンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施による密の回避等を要請
- 市立幼稚園・学校における、「札幌市における教育活動のガイドライン」に基づく感染防止対策の徹底
- 市立幼稚園・学校において、修学旅行や運動会、学校祭等の学校行事の実施に当たっては、感染防止対策を特に徹底
- 部活動は、活動を厳選（時間、人数、場所等）して、感染防止対策を徹底したうえで、実施（これによりがたい場合は、休止）
- 出席停止基準の遵守、PCR検査受検判明時からの事前調査及び感染者発生時の迅速な疫学調査の徹底
- 市立小中学校において、登校不安の軽減に向け、自宅での学習も可能にする取組の強化を実施

⑥クラスター対策

- 病院や高齢者施設、障がい福祉施設などを対象に、施設の従事者等に対する定期的なスクリーニング検査を実施
- 病院や高齢者施設等におけるクラスター対策のための医師及び看護師の早期派遣体制の整備
- 事業所への感染対策支援として、市内のコールセンターに対し、病院や施設のクラスター対応経験豊富な看護師による講習会の実施、助言・指導、アフターフォローを実施

(3) 医療・検査関係

- 陽性患者の受け入れ病床を拡充するとともに、要介護者や透析患者など特化型の役割分担による受け入れ病床の効率的な運用の実施
- 入院調整中の患者の一時待機場所となる「入院待機ステーション」について、7月中旬から、2か所目を開設し、体制を拡充
- 自宅療養者への薬剤の処方やパルスオキシメーター配布の拡充
- 在宅酸素等の医療を必要とする自宅療養者等に対し、往診・訪問診療を実施
- PCR検査センターの検査枠や発熱患者等を受け入れる外来診療体制の拡充

(4) ワクチン関係

- 市内3か所の集団接種会場の設置・運営に加え、7月17日（土）から、4か所目の集団接種会場となる「つどーむ会場」を開設
- 身近な地域においてワクチン接種を受けやすくする体制を整備するため、7月24日（土）からの土日、各区民センターなどに集団接種会場を開設
- 接種医を確保できない高齢者施設等に対し、医師・看護師等で編成するチームを派遣し、巡回接種を実施
- 市ホームページに、「さっぽろ新型コロナウイルス・ワクチンNAV I」を開設し、ワクチン接種予約支援を実施
- 急なキャンセル等で医療機関にて余ったワクチンの廃棄防止に向けて、ワクチンの余りが発生した医療機関と接種を希望する市民とをつなげる「ワクチンロスゼロセンター」を開設
- ワクチン職域接種に係る融資制度の実施
- すすきの地区での職域接種に先立ち、ワクチンに関する相談会やセミナーを実施

(5) 偏見・差別等の対応

- 日本ハムファイターズと連携し、札幌ドームでの公式試合の大型ビジョンやチカホ等において、差別・偏見防止の啓発動画の放映及びチカホや地下鉄車内窓上等にファイターズ選手の啓発ポスターを掲出
- まちづくりパートナー協定企業を通じて、差別・偏見防止啓発チラシを配布
- 郵便局（227局）、区役所、地下鉄駅構内ホーム柵等において医療従事者などに対する差別・偏見防止啓発ポスターを掲出
- 市内小中学校・高校、児童会館において医療従事者などに対する子供向け差別・偏見防止啓発ポスターを掲出

医療提供体制の更なる整備について

資料 1

令和3年7月9日
保健福祉局保健所

- 第4波では、入院患者の急増により、自宅や施設等で入院待機を余儀なくされた方がピーク時に300人以上
- 第5波に備えて、医療提供体制の更なる整備が必要と認識

① 新たな入院受入医療機関の参画・受入病床の増床に向けた取組

- 感染症法に基づく協力要請により、新たな医療機関が入院受入に参画
- これまで入院を受け入れていた医療機関における増床
- 実質受入可能病床数：410床→**543床**（133床の増床） ※沈静化した状況下での数値(7/7)

② 受入医療機関の役割分担による効率的な病床活用

- 新型コロナウイルス感染症の重症度による受入先調整の継続
- 透析を必要とする患者や回復期で介護を必要とする患者の受入など、入院受入における役割分担

③ 宿泊療養、自宅療養などの体制の強化

- 第2入院待機ステーションの運用
- 自宅療養者に対するオンライン・電話診療、往診、訪問看護などの体制の強化

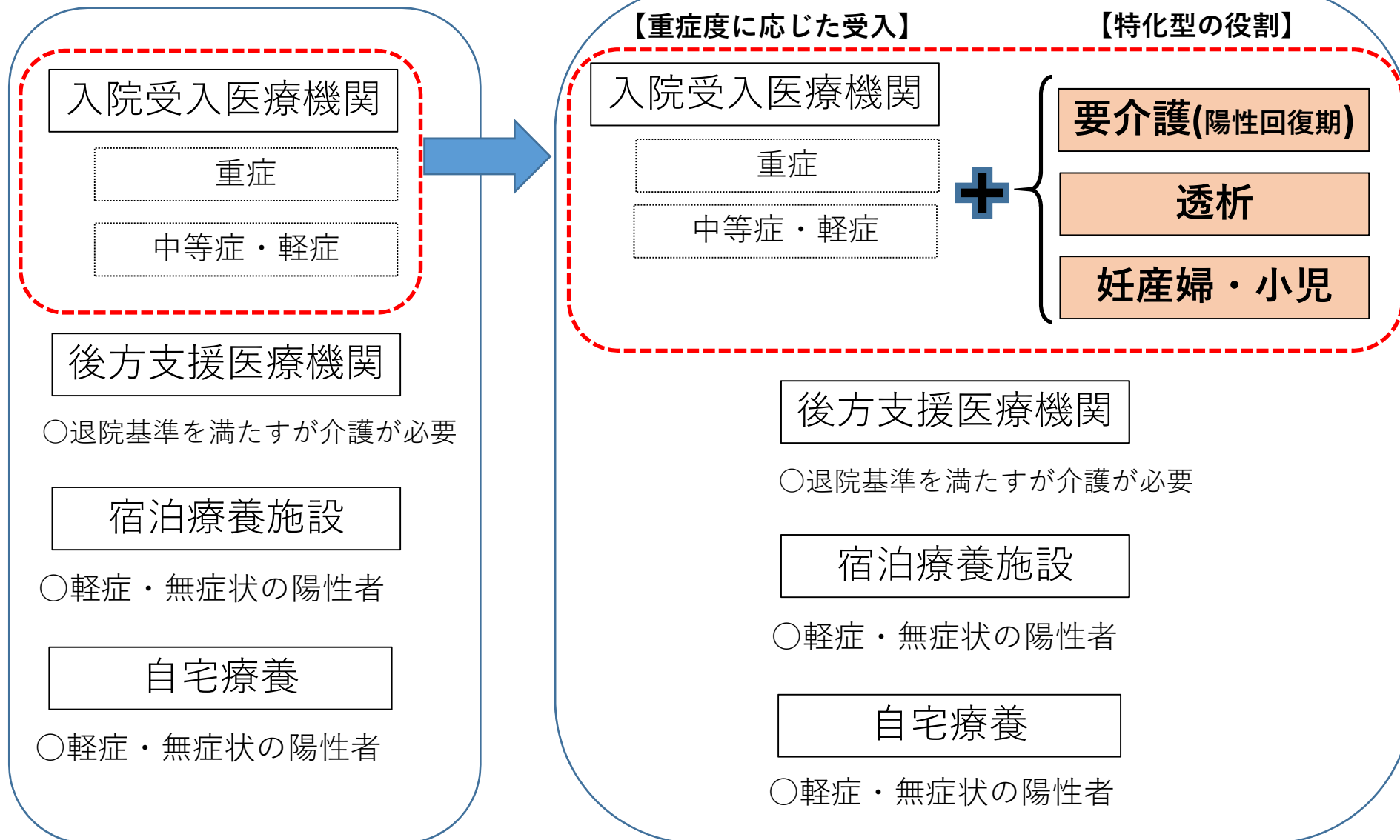
新型コロナウイルス陽性患者の入院受入に係る 医療機関・施設の役割について

資料 2

令和3年7月9日
保健福祉局保健所

医療機能による役割

重症度 + 特化型役割による運用



第2入院待機ステーションについて

1. 概要

新型コロナウイルスのさらなる感染拡大に備え、市内2か所目となる「入院待機ステーション」を設置し、従来の機能に加え、陽性患者の外来診療が実施できる体制を整備する。

2. 第2入院待機ステーションの機能

(1) 陽性患者の外来診療（日中）

自宅療養中の患者等のうち、保健所による日々の健康観察の結果、診療・検査が必要であると判断した患者について、外来診療を実施する。

<想定する診療等の内容>

- ・ 医師による診察
- ・ 各種検査（CT検査、血液検査等）
- ・ （必要に応じて）酸素投与、投薬等
- ・ （入院が必要と判断された場合）受入医療機関への入院調整

(2) 陽性患者の救急対応（夜間）

自宅療養中の患者等が夜間に増悪し、119番要請があった場合に、救急搬送を受け入れ、必要な医療を提供するとともに、入院先の決定までの間の一時的な待機を行う。

（第1待機ステーションと同等の内容）

3. 運用スケジュール（想定）

- ・ 7月中旬～：
外来診療（日中）の開始
- ・ 8月上旬～：
救急外来（夜間）及び一時待機機能を追加

4. 施設所在地

非公表（清田区）

ワクチン供給量の減少による今後の接種計画への影響について

2021.7.9 保) ワクチン接種担当部

1 接種券発送について（本日午前プレスリリース済）

（1）発送日

・ 7月13日（火） → 7月16日（金）

（2）変更理由

・ファイザー社製ワクチンの供給が想定よりも減少することが見込まれる状況となったことから、接種券同封物についても、市民の皆さまが混乱しないよう、内容を修正する必要性が生じたため、その準備に時間を要するもの。

2 優先接種・一般接種の実施について

（1）集団接種会場の予約開始日の見通し

	変更前（6/25 会見で公表）	変更後
優先接種	7月中旬	7月下旬
一般接種	7月下旬～8月上旬	8月上旬

（2）変更理由

- ファイザー製ワクチンの供給量に限りがある中、まずは、すでに予約を受け付けている高齢者と基礎疾患を有する方への接種を優先して対応していく必要がある（優先接種・一般接種の開始時期を後ろ倒しせざるを得ない）。
- 一方、すでに優先接種・一般接種の接種開始の見通しを示していることから、可能な限り、影響（遅れ）を最小限にとどめるため、集団接種会場において、基礎疾患を有する方と並行して優先接種や一般接種を開始する。

■会場別接種対象者（イメージ）

	7月			8月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
コンベンション つどむ	高齢			基礎疾患		
	優先			一般		
エルプラザ パークホテル	高齢					

○各区における集団接種会場の開設

○(主に高齢者向け)インターネット予約サポートセンターの開設

○集団接種会場(つどーむ)の実施時間等

1 各区における集団接種会場の開設について

市民に身近な地域である各区において集団接種会場を設けます。

(1) 実施日

7月24日(土)～9月12日(日)のうち土曜日及び日曜日

(7/24、7/25、7/31、8/1、8/7、8/8、8/14、8/15、8/21、8/22、8/28、8/29、9/4、9/5、9/11、9/12) ※西区会場のみ8/1、8/29の両日は実施しません。

(2) 実施時間

9時30分から16時30分まで(12時30分から13時30分は除く)

(3) 会場

区名	会場	住所	備考
中央区	中央区民センター	中央区南2条西10丁目	
北区	北区民センター	北区北25条西6丁目1-1	
東区	東区民センター	東区北11条東7丁目	
白石区	白石区民センター	白石区南郷通1丁目南8-1	
厚別区	厚別区民センター	厚別区厚別中央1条5丁目3-14	
豊平区	豊平区民センター	豊平区平岸6条10丁目	
清田区	清田区民センター	清田区清田1条2丁目5-35	
南区	南区民センター	南区真駒内幸町2丁目2-1	
西区	※札幌ホテルヤマチ	西区琴似1条3丁目3-6	※西区民センター 外壁工事のため
手稲区	手稲区民センター	手稲区前田1条11丁目	

※各区民センターにおいては、7/12以降貸室利用を休止して使用いたします。

(4) 使用するワクチン

モデルナ社製ワクチン(接種間隔4週間)

(5) 接種規模(1会場1日あたり)

300回/日(西区会場のみ、7/31、8/7、8/28、9/4は450回/日)

(6) 接種スケジュール(原則として、同一会場で2回接種)

7月24日(土)～8月15日(日): 1回目接種

8月21日(土)～9月12日(日): 2回目接種

(7) 接種対象者

予約受付のスケジュール上、当初(1回目接種:7/24、7/25、7/31、8/1の予定)は、高齢者及び基礎疾患のある方の優先予約可能期間。その後、対象者を順次拡大する見込みです。

裏面あり

(8) 予約方法

- ①「札幌市新型コロナウイルスワクチン接種予約センター」への電話予約
- ②インターネットによる予約

(9) 予約受付開始日

令和3年7月14日（水）午前9時から

※電話・インターネットともに、これ以前の予約受付はできません。

2 （主に高齢者向け）インターネット予約サポートセンターの開設について

(1) 実施日

7月14日（水）、7月21日（水）、7月28日（水）の3日間（予約開始日）

(2) 実施時間

9時から17時まで（12時から13時は除く）

ただし、予約枠がなくなり次第、終了します。

(3) 会場

区名	会場	住所
中央区	中央区民センター	中央区南2条西10丁目
北区	北区民センター	北区北25条西6丁目1-1
東区	東区民センター	東区北11条東7丁目
白石区	白石区民センター	白石区南郷通1丁目南8-1
厚別区	厚別区民センター	厚別区厚別中央1条5丁目3-14
豊平区	豊平区民センター	豊平区平岸6条10丁目
清田区	清田区民センター	清田区清田1条2丁目5-35
南区	南区民センター	南区真駒内幸町2丁目2-1
西区	西区民センター	西区琴似2条7丁目1-21
手稲区	手稲区民センター	手稲区前田1条11丁目

(4) 対象者

インターネットでのワクチン接種予約に不慣れな方（主に高齢者）

(5) 対応

接種券をお持ちいただき、予約を代行します。

3 集団接種会場（つどーむ）の実施時間等について

(1) 7月14日予約開始、7月17日接種開始

(2) 実施時間：13時～16時、17時～19時30分

- ・札幌市の集団接種会場としては初めて夜間帯に実施します。

(3) 無料の乗り合いハイヤーを地下鉄栄町駅から会場まで往復運行します。

- ・車内での密を避けるため、乗車人数は5～6名程度とします。
- ・利用される方の待ち時間を少なくするよう十分な数の車両を確保します。

すすきの地区における今後の取組

- すすきの地区では、（一社）すすきの観光協会による、地区内の事業者等を対象としたワクチン職域接種を、8月に実施予定
- それに先立ち、札幌市として、すすきの地区関係者を対象として、ワクチン接種に関するセミナーと相談会を開催

【開催】 相談会：7月中旬から2週間程度 セミナー：期間中2回を予定

- 薬学に関する専門家（大学教授等）の協力を得て実施
- ワクチン接種への不安や疑問を払拭することで、1人でも多くの方が安心してワクチンを接種できる環境を整備
- 合わせて感染防止の取組について改めて周知し、今後の感染拡大防止につなげる

営業時間短縮等の要請に応じる飲食店等への協力支援金について

1 要請の趣旨

札幌市内の感染状況は、新規感染者数が下げ止まりとなっており、新たな変異株による感染の再拡大への懸念など、予断を許さない状況にある。そこで、引き続き感染状況の抑え込みを図るため、北海道知事が、7月12日以降も市内全飲食店に対し営業時間短縮等を要請するもの。

2 要請の概要

(1) 要請期間

○令和3年7月12日(月)から令和3年7月25日(日)まで (14日間)

(2) 対象施設 札幌市内の飲食店・カラオケ店

(3) 要請内容

○営業時間の短縮

- 営業時間は、「午前5時から午後9時」まで
- 酒類提供は、「午前11時から午後8時」まで

○業種別ガイドラインなどの感染防止対策の実施

(4) 協力支援金

○支援金額/1店舗1日当たり

- 中小企業⇒2万5千円から7万5千円
(前年度または前々年度売上高の3割をもとに計算)
- 大企業 ⇒上限20万円
(前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算)
※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可

○支援金対象期間

原則、令和3年7月12日(月)から令和3年7月25日(日)まで

3 要請期間と申請受付期間

北海道と他市町村支給の協力支援金と申請期限を合わせるため、期限を延長

要請期間	申請受付期間
4月27日から5月11日	5月12日から 6月30日 8月31日
5月12日から5月31日	6月1日から 6月30日 8月31日
6月1日から6月20日	6月21日から 7月31日 8月31日
6月21日から7月11日	7月12日から8月31日
7月12日から7月25日	7月26日から8月31日 (予定)

市内飲食店等への個別訪問による啓発活動の実施について

1 概要

- ・北海道では、7月11日（日）にまん延防止等重点措置が解除され、7月12日（月）からは独自の新たな時短要請が開始。
- ・新たな時短要請の内容を周知するとともに、まん延防止の解除による気の緩みを防ぎ、感染防止対策の徹底を依頼するため、飲食店等に対する啓発活動を行う。

2 実施日時

- ・7月12日（月）17：00～20：00

3 実施エリア

- ・市内中心部（札幌駅～大通～すすきの）
- ・その他の繁華街（琴似、麻生・北24条）

4 啓発対象

- ・飲食店、カラオケ店

5 実施体制

- ・北海道と連携して実施（市職員1名と道職員1名の2名ペアで巡回）

東京 2020 大会における感染対策について

1 マラソン・競歩の感染対策

(1) 観戦方針

- 7/6 の実務者会議において、マラソン・競歩の沿道での観戦は「自粛」と決定。
- 新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、人流抑制による感染リスクの低減が必要と判断したもの。

(2) 具体的な沿道対策

- 観戦自粛の呼びかけスタッフをテスト大会時の 700 人から 2,000 人に増員。
- テスト大会の検証結果を踏まえ、密集が予想される場所について、立入禁止や歩道上にコーン・バーを設置して歩道を狭め、呼びかけスタッフが立ち止まらないよう歩行者を誘導するなどの対策を実施。

(3) 陽性者発生時の対応

- 専門家を交えたコロナ対策ワーキンググループを設置し、沿道観客への対応に加え、大会時に陽性者が発生した場合の関係機関との連携体制や対応手順等について協議。

2 大会関係者に係るワクチン接種の状況

- 組織委員会、マラソン・競歩の競技運営を受託している北海道新聞社（東京五輪マラソン・競歩運営サポート委員会、以下「サポート委員会」という。）、札幌市の連携のもと、大会関係者約 3,000 人へのワクチン接種を進めている。

実施者	接種対象者	人数
組織委員会	競技運営に直接関わる関係者	約 500 人
サポート委員会	コース整理員等の競技運営スタッフ	約 1,500 人
札幌市	都市ボランティアのほか、札幌ドーム職員等、主にサッカー競技に係る関係者	約 1,000 人

- 既に 1 回目の接種を終えており、サッカー、マラソン・競歩の本番までに、希望する各関係者は 2 回の接種を終える見込み。